

熊本県公報

第12870号
令和元年(2019年)
10月29日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	1
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○休猟区の指定	(〃)	5
○休猟区の指定	(〃)	5
○休猟区の指定	(〃)	6
○休猟区の指定	(〃)	6
○休猟区の指定	(〃)	6
○休猟区の指定	(〃)	6
○特定猟具使用禁止区域の指定	(〃)	7
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止	(障がい者支援課)	7

公 告

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	7
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	8
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	8
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	9
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	9
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	10
○公共測量の実施	(監理課)	10
○公共測量の実施	(〃)	10

告 示

熊本県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市黒川字大川原2045番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字草津1185番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字草津1185番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第410号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字上前原94番1(次の図に示す部分に限る。)、94番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上前原94番2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第411号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称 少年自然の家鳥獣保護区

2 区域 菊池市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

3 面積 294ヘクタール

4 存続期間 令和元年(2019年)11月1日から令和11年(2029年)10月31日まで

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第412号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 菊池水源鳥獣保護区
- 2 区域 菊池市及び阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,292ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第413号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 小柏鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 620ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第414号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 高岳鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 400ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。

また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第415号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 宮原鳥獣保護区
- 2 区域 氷川町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 394ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、氷川町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第416号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 人吉・城山鳥獣保護区
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 120ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第417号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 遊雀鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 面積 102タール
- 4 存続期間 令和元年(2019年)11月1日から令和11年(2029年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第418号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 湯風呂鳥獣保護区
- 2 区域 南小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 120ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年(2019年)11月1日から令和11年(2029年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、南小国町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第419号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣(イノシシ及びニホンジカに限る。)の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 阿蘇品休猟区
- 2 区域 阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 700ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年(2019年)11月1日から令和4年(2022年)10月31日まで

熊本県告示第420号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣(イノシシ及びニホンジカに限る。)の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項(同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 小金峰休猟区

- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 200ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和4年（2022年）10月31日まで

熊本県告示第421号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 大川休猟区
- 2 区域 水俣市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 560ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和4年（2022年）10月31日まで

熊本県告示第422号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 阿蘇休猟区
- 2 区域 あさぎり町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 850ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和4年（2022年）10月31日まで

熊本県告示第423号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 苓北五和休猟区
- 2 区域 苓北町及び天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 3, 279ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和4年（2022年）10月31日まで

熊本県告示第424号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 植木休猟区

- 2 区域 熊本市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1, 260ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和4年（2022年）10月31日まで

熊本県告示第425号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 浮島特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 熊本市、嘉島町、益城町及び御船町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 850ヘクタール
- 4 存続期間 令和元年（2019年）11月1日から令和11年（2029年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第426号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
合志市社協「スペースアレンが」 合志市須屋2540番地	社会福祉法人合志市社会福祉協議会 合志市須屋2251番地1 荒木 義行	令和元年 (2019年) 11月1日	435290 0130	指定児童発達支援

公 告

熊本県公告第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字上陳字堂園613番1、同613番6及び同614番5
437.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字福富910番地1ヒルサイドハウス202号
田上 司

熊本県公告第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字沖野5685番7
230.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋752番地1パークハイムII101号
菊池 克海

熊本県公告第409号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人菊池佐野	菊池市原	菊池市原字神園121番6
田中 泰裕	菊池市泗水町田島	菊池市泗水町田島字前田510番ほか1筆
坂本 忠弘	菊池市泗水町田島	菊池市泗水町田島字野添1259番ほか6筆
西本 静人	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡大津町大字下町字田地281番
南 俊也	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字馬場楠字鍬ノ迫834番
馬場 甫水	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3184番3
木山 倫彦	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3184番2ほか1筆

2 認可年月日

令和元年（2019年）10月23日

熊本県公告第410号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区石原町198番ほか6筆
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字山下割1126番ほか10筆
小崎 貴一郎	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字水谷1308番11
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町坂野字東天神原1812番
有限会社グリーンズ白石	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字下河原578番ほか16筆
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町沈目字前田340番1ほか2筆
丹波 節良	熊本市東区新外	菊池郡菊陽町大字馬場楠字鍬ノ迫804番
西岡 孝義	菊池郡菊陽町曲手	菊池郡菊陽町大字曲手字上部田692番2
田中 淳一	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字曲手字西原517番ほか1筆
坂本 隆樹	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1939番
鎌田 博昭	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字佐渡原1823番
河北 真利	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1768番ほか10筆
吉川 照幸	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字川久保1930番1ほか5筆
株式会社マルカマ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1744番ほか3筆

株式会社マルカマ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字柳尾1666番
坂本 孝則	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字津留2398番1

2 認可年月日

令和元年(2019年)10月25日

熊本県公告第411号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟744番
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字壺町田83番1
中山 大吾	上益城郡嘉島町上仲間	上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1760番1
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字杉堂字萩原642番

2 認可年月日

令和元年(2019年)10月25日

熊本県公告第412号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩崎 裕尚	八代市上日置町	八代市興善寺町字井樋下145番ほか1筆
江副 秋成	八代市鏡町北新地	八代市昭和明徴町字共栄304番1
山田 元男	八代市鏡町野崎	八代市鏡町芝口字四番割257番ほか3筆
平崎 和志	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字小溝827番
岩村 信吾	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割464番1ほか1筆
あしきた農業協同 組合	葦北郡芦北町佐敷	葦北郡芦北町大字花岡字竹下385番68ほか2筆
あしきた農業協同 組合	葦北郡芦北町佐敷	葦北郡芦北町大字花岡字古町309番34
農事組合法人たら ぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字奥野字杉園1462番ほか3筆
農事組合法人たら ぎ大地	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字樋掛1971番
津下 静夫	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中高原80番47ほか2筆

2 認可年月日

令和元年(2019年)10月29日

熊本県公告第413号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
富野 澄夫	山鹿市鹿本町中分田	山鹿市鹿本町中分田字河原280番11
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町下分田字下河原460番12ほか2筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割430番1ほか1筆
本田 綜一	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割430番1ほか1筆
久保田 豊	八代市郡築四番町	八代市郡築三番町75番1
片岡 孝充	八代市植柳新町	八代市本野町字西道善寺2399番
宮田 正雄	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割166番1ほか1筆
宮崎 史	八代市鏡町宝出	八代市鏡町宝出字壺四番割395番1ほか4筆
山下 暁彦	八代市坂本町荒瀬	八代市坂本町百済来下字山田作296番7
山下 暁彦	八代市坂本町荒瀬	八代市坂本町西部い字大屋敷661番1
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前1666番ほか6筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	人吉市上原田町字菖蒲字内布道上1227番ほか5筆
谷口 一也	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字新替1980番ほか2筆
田中 裕一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2233番1ほか2筆
尾里 勇一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下ノ原4219番ほか12筆

2 認可年月日

令和元年（2019年）10月29日

熊本県公告第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（地区界測量）	令和元年（2019年） 10月11日から 令和2年（2020年） 3月19日まで	天草市下浦町西外園地内

熊本県公告第415号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年（2019年）10月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	令和元年（2019年） 10月11日から 令和2年（2020年） 2月20日まで	熊本県内の直轄国道